シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人（「収支相償」を義務付けられている法人）であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

現在、センターでは、請負額にかかる消費税からセンターの会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いて納付している。しかし、令和５年 10 月に導入が予定されている適格請求書等保存方式（インボイス制度）により、会員が適格請求書発行事業者として登録しなければならず、消費税の申告事務が生じるなど、会員への負担が大きくなることが懸念されている。

また、会員が適格請求書発行事業者として登録しなかった場合には、センターは仕入れ税額控除を受けることができず、税負担が増大することとなる。

こうしたことから、インボイス制度の導入により、センターや会員に大きな負担が生じ、会員の減少やセンター事業に及ぼす影響が極めて大きくなることが想定されている。

よって、国におかれては、センターには特例によりインボイス制度を適用しないなど、センターの安定的な事業運営が可能となるよう、インボイス制度の導入にあたり適切な措置をとられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和４年３月24日

小矢部市議会議長　吉　田　康　弘

提出先
衆議院議長　細田　博之　殿
参議院議長　山東　昭子　殿
内閣総理大臣　岸田　文雄　殿
内閣官房長官　松野　博一　殿
財務大臣　鈴木　俊一　殿
総務大臣　金子　恭之　殿
厚生労働大臣　後藤　茂之　殿
経済産業大臣　萩生田　光一　殿